



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (情報産業振興課) 1

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出 (村づくり計画課) 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定 (村づくり計画課) 2
- 公共測量の実施の通知 (道路管理課) 2

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施 (産業政策課) 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業支援課) 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 3

教育委員会事項

- 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 4

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 5

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・2件 7

規 則

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 8月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第82号

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成25年沖縄県条例第38号) の施行期日は、平成25年 9月 1日とする。

告 示

沖縄県告示第482号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市石川土地改良区から役員が退任した旨の届出があった。

平成25年 8月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	佐次田秀夫	うるま市石川405番地
理事	伊波毅	うるま市石川二丁目16番6号
理事	石川善孝	うるま市石川東山本町一丁目10番8号
理事	久高唯尚	うるま市石川1949番地5

沖縄県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、旧東第1地区県営土地改良事業（農業用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成25年 9月 2日から同年10月 1日まで
- 縦覧に供する場所 南大東村役場
- その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第484号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 公共測量を実施する地域 宜野湾市字喜友名、字安仁屋、字新城及び字普天間
- 公共測量を実施する期間 平成25年 7月26日から同年12月27日まで
- 作業種類 公共測量

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年 8月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 日時及び場所
 - 日時 平成25年11月 8日（金曜日）午前10時から午前12時まで
 - 場所
 - 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室
 - 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古事務所内会議室
 - 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山事務所内会議室
- 受験手続 受験願書を平成25年10月 1日（火曜日）から同月25日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書配布場所 沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総

務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）

- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年8月30日から同年12月30日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。

平成25年 8月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 届出年月日 平成25年 7月31日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）サンエーV21食品館佐真下店 宜野湾市我如古一丁目610番1ほか5筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年 3月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,147平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 115台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 21台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 25.9平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 71.85立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻午前9時、閉店時刻翌日の午前1時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前1時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 8月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年11月28日 沖縄県指令土第1212号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根515番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満615番地の2 宮城悦子
- 5 検査済証番号 平成25年 8月19日 第4022号
- 6 工事完了年月日 平成25年 8月 5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 8月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年12月28日 沖縄県指令土第1278号、平成25年 7月 3日 沖縄県指令土第932号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市下地字与那覇子クラ原1205番 1 ほか18筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京急行電鉄株式会社 代表取締役 野本弘文
- 5 検査済証番号 平成25年 8月19日 第4023号
- 6 工事完了年月日 平成25年 7月24日

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。別表中

「

南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科
------------	----------	------	-----	--	----	-----

」

を

「

南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科
陽明高等学校分教室	浦添市大平	知的障害	高等部		3年	普通科

」

に改める。

附 則

この規則は、平成25年11月 1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第99号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 8月30日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成25年10月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成25年10月11日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】10月11日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成25年10月10日（木曜日）及び同月11日（金曜日）	午前9時から午後5時（平成25年10月11日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】10月11日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 25人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格

者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(4) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(7) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成25年9月9日（月曜日）から同月13日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成25年9月11日（水曜日）から同月18日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3054、3055) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示25第3号

沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年 8月30日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

第1 定義

この指示における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 当該海域とは、南大東島の沿岸海域のうち別表の1の項に掲げる区域及び北大東島の沿岸海域のうち別表の2の項に掲げる区域をいう。
- (2) イセエビ漁業とは、イセエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (3) セミエビ漁業とは、セミエビ属及びゾウリエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (4) シャコガイ漁業とは、シャコガイ科に属するカイを採捕する漁業をいう。
- (5) ヤコウガイ漁業とは、ヤコウガイを採捕する漁業をいう。
- (6) サザエ漁業とは、チョウセンサザエを採捕する漁業をいう。

第2 操業の承認

当該海域において、第1(2)から(6)までに規定する漁業を操業しようとする者は、南大東島及び北大東島海域操業承認申請書（第1号様式）、操業しようとする区域を管轄する漁業団体からの操業同意書（第2号様式）及びその他沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が承認を判断するために必要とする書類を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第3 採捕の禁止

当該海域においては、抱卵したイセエビ属、セミエビ属又はゾウリエビ属に属するエビを採捕してはならない。

第4 採捕禁止の期間

当該海域における採捕禁止期間は、次のとおりとする。

- (1) イセエビ漁業 4月1日から7月31日までとする。
- (2) シャコガイ漁業 6月1日から9月30日までとする。

第5 漁具の禁止

当該海域においては、潜水器（簡易潜水器を含む。）を用いて水産動植物を採捕してはならない。

第6 操業の制限

当該海域の船舶の交通がふくそうする区域では、漁具を固定して行う操業をしてはならない。

第7 禁止事項の解除

- 1 第3から第5までの規定は、調査試験研究を目的とする操業であって、当該操業について委員会の操業の承認を受けたものについては、適用しない。
- 2 第2に規定する操業の承認に必要な書類の提出は、1に規定する操業の承認について準用する。

第8 みなし承認

南大東村に住所を有する者は別表の1の項の区域における漁業の操業について、北大東村に住所を有する者は別表の2の項の区域における漁業の操業について、それぞれ平成25年9月1日に第2の承認を受けたものとみなす。

第9 承認内容の変更

承認を受けた者が承認の内容を変更しようとするときは、操業承認内容変更申請書（第3号様式）を

委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第10 承認証の再交付

承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なく操業承認再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

第11 承認証の交付

委員会は、第2、第7及び第9により承認したとき、又は第10により申請があったときは、漁業操業承認証（第5号様式）を交付する。

第12 承認旗章の掲揚

承認を受けた者は、その承認内容に関わる操業を行うときは、承認旗章（第6号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

第13 操業実績の報告

- 1 承認を受けた者（第8の規定によりみなし承認された者を含む。）は、毎年1月から12月までの操業実績報告書を第7号様式により、翌年の1月31日までに委員会に提出しなければならない。
- 2 第8の規定によりみなし承認された者の操業実績報告は、その所属する漁業組合又は水産組合及び在住する村を経由し、委員会に提出しなければならない。

第14 この指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

別表

1	<p>海域の位置</p> <p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>(点の位置)</p> <p>点イ 北緯25度52.300分 東経131度13.150分</p> <p>点ロ 北緯25度52.666分 東経131度14.800分</p> <p>点ハ 北緯25度52.266分 東経131度16.283分</p> <p>点ニ 北緯25度51.133分 東経131度16.916分</p> <p>点ホ 北緯25度49.616分 東経131度16.400分</p> <p>点ヘ 北緯25度48.733分 東経131度15.816分</p> <p>点ト 北緯25度48.350分 東経131度13.883分</p> <p>点チ 北緯25度49.316分 東経131度12.366分</p>
2	<p>海域の位置</p> <p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>(点の位置)</p> <p>点イ 北緯25度58.116分 東経131度16.800分</p> <p>点ロ 北緯25度57.683分 東経131度18.116分</p> <p>点ハ 北緯25度57.733分 東経131度19.283分</p> <p>点ニ 北緯25度57.383分 東経131度20.516分</p> <p>点ホ 北緯25度55.683分 東経131度19.700分</p> <p>点ヘ 北緯25度55.383分 東経131度18.483分</p> <p>点ト 北緯25度55.850分 東経131度17.283分</p> <p>点チ 北緯25度57.116分 東経131度16.800分</p>

第1号様式（第2関係）

南大東島及び北大東島海域操業承認申請書 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 殿

住所
氏名 実印

みだしのことについて、沖縄海区漁業調整委員会指示25第3号の第2又は第7に基づき、南大東島及び北大東島海域において、下記のとおり漁業又は試験操業の承認を受けたいので、申請します。

記

1 漁業の目的
2 漁業の種類
3 操業区域 沖縄海区漁業調整委員会指示25第3号の別表の 項の海域
4 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
5 使用する漁具
6 使用する船舶
(1) 船名
(2) 登録番号

注 印鑑証明書を添付すること。

第2号様式 (第2関係)

操業同意書

住所
氏名 殿

年 月 日付けで下記内容で同意願いのあった操業については、以下の条件を付して同意する。

記

1 同意する漁業種類
2 使用する船舶
(1) 船名
(2) 登録番号
3 同意の有効期間 同意の日から 年 月 日まで
[附帯条件]
年 月 日

漁業組合又は水産組合
組合長 印

第3号様式 (第9関係)

操業承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 殿

住所
氏名 実印

下記により操業の承認内容の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号
2 変更しようとする事項

項目	現在の承認の内容	変更使用とする内容

--	--	--

- 3 変更しようとする時期 年 月 日
- 4 変更しようとする理由

注 印鑑証明書を添付すること。

第4号様式 (第10関係)

操業承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 殿

住所
氏名 印

操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 亡失（毀損）の理由

第5号様式 (第11関係)

承認番号25-3第 号

漁業操業承認証

住所
氏名

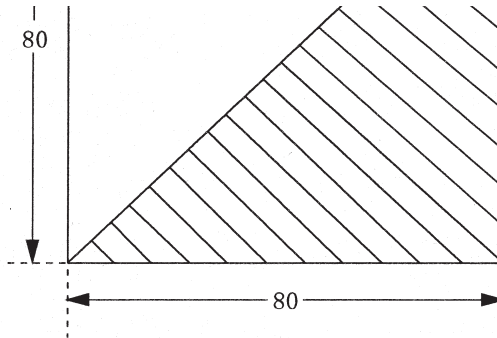
漁業の目的
漁業の種類
操業区域 沖縄海区漁業調整委員会指示25第3号の別表の 項の海域
操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
使用する漁具
使用する船舶
(1) 船名
(2) 登録番号
承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 印

第6号様式 (第12関係)

承認旗章



- 備考 1 第8で定める別表の1の項の海域では、斜線の部分は黄であり、その他の部分は青である。
 2 第8で定める別表の2の項の海域では、斜線の部分は青であり、その他の部分は黄である。
 3 数字は、センチメートルを示す。

第7号様式 (第13関係)

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長 殿

住所
 氏名 印

漁業の名称	漁獲量及び金額	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
		イセエビ漁業	漁獲量(kg)											
	金額(円)													
セミエビ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
シャコガイ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
ヤコウガイ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													
サザエ漁業	漁獲量(kg)													
	金額(円)													

沖縄海区漁業調整委員会指示25第4号

平成25年5月31日付け沖縄県告示第340号をもって公示された漁業の免許の内容たるべき事項等のうち、共同第23号の第一種共同漁業権を取得した漁業協同組合と関係地区内に住所を有する漁民であってその組合員ではないものとの関係において、当該漁業権の行使を適切にするため、漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第11項、第67条第1項及び第116条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年8月30日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長 山 川 義 昭

第1 漁業の操業

多良間村に住所を有する漁業者は、共同第23号第一種共同漁業を内容とする漁業(以下「当該漁業」という。)を営むことができる。

第2 遵守事項

第1の規定により当該漁業を営む者は、当該漁場計画の免許の内容たるべき事項の漁業の時期及び制限又は条件を遵守しなければならない。

第3 実績報告

第1の規定により当該漁業を営む者は、毎年1月から12月までの漁獲実績報告書を第1号様式により、翌年の1月31日までにその所属する漁業に係る団体及び在住する村を經由し、沖縄海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第4 この指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

第1号様式（第3関係）

年 月 日													
沖縄海区漁業調整委員会 会長 殿													
住所										印			
氏名													
漁業の名称	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	漁獲量及び金額												
シャコガイ漁業	漁獲量(kg)												
	金額(円)												
タカセガイ漁業	漁獲量(kg)												
	金額(円)												
ヤコウガイ漁業	漁獲量(kg)												
	金額(円)												
サザエ漁業	漁獲量(kg)												
	金額(円)												

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---